

競争ルールの検証に関するWG（第38回）に関する追加質問事項

1 新規契約時に占める端末とのセット販売の比率は、a u 単独の数字なのか、UQモバイルや povo を含めた数字なのか？

a u 単独の場合、UQ等を含めた数字を開示いただけないか？

（北構成員）

【KDDI 回答】（赤枠内構成員限り）

5 MVNO に係る事業法第 27 条の 3 の 0.7%の基準見直しについて、競争上の観点からどのように考えるか。

仮に現行の 0.7%が適当と考える場合、そのように考えられる根拠は何か。

（佐藤構成員）

【KDDI 回答】

IIIJ 殿、オプテージ殿が競争ルールの検証に関する WG で課題としてご説明されたのは、「規制に伴う人的・時間的コストの増大」や「機動的なマーケティング機会の喪失」等であったと理解しております。

これは、現行の事業法第 27 条の 3 等の規律が、ガイドラインの規定含め複雑かつ難解であり、また、各種運用に当たっても、事前に手続きを要する運用（不良在庫の例外申請や調達価格の変更手続き等）が多く、非常に規制コストがかかっていることが 1 つの要因であると考えております。

この点については、弊社も同様の課題認識を持っており、まずは、規律の簡素化や、各種運用についても施行後の実績等を踏まえて手続きを不要にする等（例えば、不良在庫の例外適用は、申請による適用ではなく、今までの実績を踏まえ、端末の発売日から一定期間経過をもって自動適用にする等）、規制コストを下げて持続可能な運用に見直していく

ことが必要であると考えます。

従って、今回の IIJ 殿、オプテージ殿のご説明を聞く限りでは、シェアの基準を見直すのではなく、上述の規制の簡素化等で改善できる内容であると考えます。

なお、現行のシェア 0.7%超（100 万契約相当）の基準については、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものを除く趣旨で設けられておりますが、特段基準を変更すべき事由は生じていないと考えております。

以上